

# 行政減量・効率化有識者会議（第53回）議事概要

## 1. 日時

平成20年6月25日（水）9：00～11：00

## 2. 場所

総理官邸4階大会議室

## 3. 出席者

渡辺喜美行政改革担当大臣

### 〔委員〕

茂木友三郎（座長）、逢見直人、翁百合、小幡純子、櫻谷隆夫、富田俊基、森貞述の各委員

### 〔専門委員〕

安念潤司、梶川融、鳶信彦の各専門委員

### 〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長  
ほか

### 〔文部科学省〕

石野利和スポーツ・青少年局総括官ほか

### 〔経済産業省〕

安達健祐貿易経済協力局長ほか

### 〔国土交通省〕

和泉洋人住宅局長、石井喜三郎都市・地域整備局審議官ほか

## 4. 主な議題

- 「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて
  - (1) 日本スポーツ振興センター
  - (2) 日本貿易保険
  - (3) 都市再生機構

## 5. 議事の経過

### （開会）

### （「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて）

各主務省から説明の後、委員等より以下の意見が出された。

### 〔日本スポーツ振興センター（文部科学省）〕

- ・ スポーツ振興くじ（toto事業）の売上の1/2が払戻金に充てられ、残りの金額から経費を差し引いた利益をスポーツ振興助成と国庫納付に充てることになっているが、経費の内容が適切かどうか、法人において、誰がどのように判断しているのかを示すべき。

- ・ t o t o 事業の経費節減が重要であるため、変動費、固定費といった観点も含め、広告宣伝費、一般管理費、減価償却費等の詳細な内訳の推移を示すとともに、宝くじなど他の類似の事業とも比較し、国民にわかりやすく示すべき。
- ・ 21年度末に検討するとされている「t o t o 事業の実施体制の在り方」について、具体的にどのように改善するのか早急に検討を開始すべき。
- ・ t o t o 事業の売上の多寡で、スポーツ助成額が余りにも変動が大きいいため、安定的に助成が行えるような仕組みが重要ではないか。
- ・ 国立競技場等のスポーツ施設の稼働率等の運用状況を適切に評価するため、対前年比較だけでなく、民間の類似施設とも比較して示すとともに、包括的な民間委託を進めるべき。
- ・ スポーツ振興基金の寄付金の拡大のため、税制なども有効に活用しながら、今後とも一層の努力をすべき。

#### 〔日本貿易保険（経済産業省）〕

- ・ 株式会社化では、国の縛りが過度に強くないよう、適切に法改正・制度設計を行っていただきたい。
- ・ 国の100%出資の下で「経営の自由」を与えると、どのようにガバナンスを働かせるのか。コスト削減意識について懸念される。
- ・ 会社法では出資者が役員を選ぶが、どのような人材を想定しているのか。
- ・ 社外取締役や監査役、アドバイザー・コミッティなど、外部の有識者等の役割が重要である。
- ・ 貿易保険は特会の独占利用を続けることとなる。今後の主務大臣の関与の仕方が大切である。
- ・ 新法人は、国益と株主利益の相反する観点から経営を行っていかねばならない。このため、意思決定の過程の情報公開が大切になってくる。
- ・ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構や国際協力銀行など同じように国際的な業務を行っている法人との連携を行っていくべき。
- ・ 株式会社化後は金融検査を行うようにすべき。

#### 〔都市再生機構（国土交通省）〕

- ・ URが都市再生事業を行う基準として、「民間で実施困難なものに限定する」とのことだが、困難かどうかの判断を明確な基準で行うことが重要。
- ・ 「独立行政法人整理合理化計画」にある関連会社等との随意契約の実態の公表を適切に行っていくべき。
- ・ 不良資産に関しては、情報の透明化をはかるべき。
- ・ 「住宅セーフティネット」の役割については、低所得者への政策的に配慮した家賃減額と家賃収入全体の相対的な割合を考えて議論すべき。
- ・ 随契を見直していく中で、公的機関がそもそもビジネスを行う株式会社を関連会社として保有する必要性は無い。売却や民間合併を検討すべき。
- ・ 関係公益法人の中には、付随的事業が本業になってしまっていて、公益法人である必要がないものもあるのではないか。そういう事業が大事だと言うならば、株式会社化し、ガバナンスを効かせるべきではないか。

- 随意契約について、賃貸住宅居住者との関係が難しいのは理解しているが、まずは市場化テストを導入して、関連会社以外のサービスでも問題ないことを居住者に実際にわかってもらうことが良いのではないか。
- 住宅ストックの活用に関し、建て替え、全くのリニューアルだけでなく、中古の住宅の整備などによりコストを低くして住民の住み替えをしやすくすることが、国民のニーズに適うのではないか。
- 余剰金の扱いについては、住民だけでなく、国民への還元を基本に考えるべき。
- ファミリー企業の余剰金から資本金への繰入れは問題ではないか。リスク対応が必要な民間企業の自己資本比率に合わせる必要はない。
- 「独立行政法人整理合理化計画」に照らし、市街地再開発事業の基準の中で、賃貸住宅の新規供給が行われる条件を定めるのは不適切ではないか。

### **(閉会)**

〈文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）〉

※ 今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai53/siryuu.html>